

# 議案説明書

都市建設部 都市計画課

提出議会：令和3年第7回定例会

## 1 案件名

議案第96号 佐野市都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準に関する条例の改正について

## 2 概要

近年の激甚化・頻発化する災害を踏まえ、災害リスクの高いエリアにおける開発を抑制するための都市計画法（以下「法」という。）の改正に伴い、市街化調整区域において特例的に開発を認める法第34条第11号の条例で指定する土地の区域（以下「条例区域」という。）についての基準である都市計画法施行令（以下「施行令」という。）が改正されたため、佐野市都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準に関する条例（以下「本件条例」という。）を改正する。

## 3 理由、趣旨、目的等

- ・本件条例第3条において条例区域を定める中で施行令の規定を引用しているため、施行令が改正されたことにより、引用する条項を改める。
- ・改正後の施行令は、条例区域から除外する区域が明確化された。
- ・引用する施行令の条項の内容は、次のとおり

（改正前）施行令第8条第1項第2号ロからニまで

- ロ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域
- ハ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
- ニ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域

（改正後）施行令第29条の9各号

- (1) 建築基準法第39条第1項の災害危険区域
- (2) 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域
- (5) 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域
- (6) 水防法第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水（同法第2条第1項の雨水出水をいう。）又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

(7) 前各号に掲げる区域のほか、第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域

#### 4 その他の事項

- ・施行日 令和4年4月1日
- ・経過措置 改正後の規定は、令和4年4月1日以後に申請する法第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の許可について適用し、同日前に申請したこれらの許可については、なお従前の例による。